

わたくしたちの杵築市は、大分県の北東部、神仏習合文化が栄えた国東半島の南部に位置しています。

その地形は別府湾に面する海岸地域から山間部に至るまで変化に富み、田原山や津波戸山、雲ヶ岳などの山々、奈多海岸や住吉浜などの美しい海岸線に代表される白砂青松、カプトガニが生息する守江湾干潟など豊かな自然環境に恵まれています。

城下町として栄えた市中心部には、古いまちなみが残り、八坂川上流地域には、豊かな田園風景が広がっています。

また、白鬚田原神社には1300年以上の歴史を誇るどぶろく祭りが受け継がれています。

わたくしたちは、これらの自然環境や景観を守るとともに、先人たちが培ってきた伝統と文化を継承していく責務があります。

一方、わたくしたちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展や高度情報社会の到来、地

球規模での環境破壊、地方分権の推進など、大きく変貌を遂げております。

このような状況のなか、地域の特性を活かしながら、市民一人ひとりがまちづくりの主体として、市民と行政、議会の役割や関係を明らかにし、わたくしたちのまちを、わたくしたちみんなの手で築き、安全で、安心して、豊かに、健康に暮らせ、いつまでも故郷として愛し続けることのできるまちづくりの最高規範として、ここに杵築市自治基本条例を制定します。

1

目的

第1条 この条例は、杵築市のまちづくりの基本的事項を

定めるとともに、市民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、市民、行政及び議会が協働することによって、市民による住民自治の充実を図ることを目的とします。

条例の位置づけ

第2条 この条例は、杵築市の最高規範であり、市民、行政及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 他の条例の制定又は改廃並びに施行された条例の解釈及び運用にあたっては、この条例を尊重しなければならない。

(逐条解説) 国にはまず最高法規としての日本国憲法が存在し、その下に様々な法律や政令があります。一方、地方自治体が制定できる条例の最高位は「条例」です。性質上、他の条例と同列となるため、この条

において、「最高規範」と定め、第2項において、他の条例及び規則等はこの自治基本条例を尊重しなければならないと定めています。

杵築市自治基本条例、

7月1日施行!

逐条解説付き・保存版

第5条 この条例のめざす杵築市の姿として、次の各号を掲げます。
(1) 市民一人ひとりの人権が尊重され、地域コミュニティにあたたかく見守られて暮らせるまち
(2) 豊かな自然環境を大切にするとともに、歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造するまち
(3) チャレンジする人を応援し、夢の実現に向けて将来に希望を持てるまち
(4) 健全な財政を保持し、

あるべきまちの姿

第7条 市民は、まちづくりに参画する権利を行使する際は自覚と責任を持つとともに、まちづくりを進める上で地域コミュニティの役割や位置づけを認識し、積極的に参画するよう心掛けます。
2 市民は、前項に掲げる権利を行使する際、これを濫用せず、常に公共の福祉の増進のために行使する責務があります。

市民の権利の行使と責務

第6条 市民はまちづくりの主体として、平等にまちづくりに参加する権利を有しています。
2 市民は、政策の立案、実施、評価の各段階において、参画する権利を有しています。
3 市民は、市政運営における情報について、知る権利を有しています。

市民の権利

安心して暮らせるまち

第8条 市民は、市政の重要事項について住民投票を請求することができます。
2 市長及び議会は、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させる必要があると判断したときは、住民投票を実施することができます。
3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果によって、

住民投票

審議会に諮問、4度にわたる審議を経て答申、第1回杵築市議会定例会(平成25年3月)に上程、可決されました。



審議会のもよう(平成25年1月16日)

自治基本条例ができるまで

杵築市自治基本条例の協

議が始められたのは平成23年2月。公募を含む市民代表委員で構成する市民ワーキンググループにおける提言書作成をもとにグループ内委員4名による条文検討へ。その後、市役所職員による検討を経て作成された条文案を市長が自治基本条例

8

実施する政策的判断について、市民に対して説明をします。
4 住民投票を実施する上で必要な事項、資格要件等は、別に定めることとします。

基本原則

第4条 市民、行政及び議会

(1) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者、市内で事業を営み、又は活動する者
(2) 地域コミュニティ 居住地や関心を共にする人々の集団又は共同体
(3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の2に定める執行機関
(4) 協働 市民、行政及び議会が、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むこと。
(5) 参画 責任を持って主体的に関与すること。